

Office News

November.2018

社会保険労務士ハセガワ事務所



トピックス

助成金の郵送受付スタート

10月1日より雇用関係助成金の申請に係る書類の受付が郵送でもできるようになりました。計画書や申請書類等の郵送受付が可能となり、事業主や人事担当者の負担も少なくなると予想されます。郵送にあたっては、注意すべき点もあります。

<郵送時の注意点>

- 郵送事故防止のため、簡易書留や特定記録等、配送状況が追跡できる方法で郵送する。
- 郵送の場合、申請期限までに必着。
- 書類の不備や記入漏れがないよう、事前に十分確認する。

原則として、提出された書類により審査が行われるため、計画書や申請書の作成の仕方がわからない場合は、これまで通り直接窓口で受付したほうがいいでしょう。

郵送受付開始に伴い、「計画届・申請書等チェックリスト」が公表されています。チェックリストは基本的な様式や添付書類を一覧にしたもので、各助成金共通のものと同助成金ごとのものがあります。

書類不備で不支給になることがないように、事前にチェックリストで確認した上で、郵送するようにしましょう。



労務相談 Q&A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
冬の賞与の支給時期が近づいてきましたね。

賞与支給は嬉しいことですが、年末が近づくと退職者が増えるんですよね。。。

賞与をもらって、さらに年休も全て消化したいと言ってこられて困っています。年休取得は拒否できないですか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
この時期になると、このような相談が多く寄せられます。

結論から言うと、残念ながら年休取得の申請を拒否することはできません。年休の取得は、労働基準法で保護されている労働者の権利です。申出があれば、会社は拒否することはできません。

使用者が打つ手としては、取得する時期を変更してもらうお願いができる程度ですが、退職日が迫っているためそれも難しいと思います。ですので、従業員とよく話し合っ、年休の取得を取り下げてもらうように説得するしかありません。

たとえば、退職によって未消化となってしまう年休を一定額で買い上げるなどの提示をすることも検討してみてください。この場合の年休買い上げは、行政通達等で許容されています。

【参考】厚生労働省労働基準局編「労働基準法・上巻」

時効や労働者の退職によって権利が消滅するような場合に、残日数に応じて調整的に金銭の給付をすることは、事前の買い上げと異なるものであって、必ずしも本条に違反するものではないが、年休取得を抑制する効果をもつようになることは好ましくない。



今月の実務スケジュール

- 年末調整書類の配付・回収
- 冬季賞与査定のための人事評価面談
- 年賀ハガキの手配
- 得意先への年末挨拶訪問スケジュール調整
- 御歳暮の準備・発送



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com